

令和 6 年度事業内容について

第 2 期中央区成年後見制度利用促進計画の 1 年目となる令和 6 年度は、地域連携ネットワークづくりの推進、中核機関によりチームの自立支援を図るとともに、引き続き、計画に記載した重点事業や計画に盛り込むべき施策の方針に記載した新規・充実事業の推進に取り組めます。

1 令和 6 年度事業内容

(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の運営

成年後見制度の利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針を策定します。

〔実施回数〕 2 回

〔委員構成〕 13 人(学識経験者、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員)

〔審議事項〕・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価に関すること

・中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること

・その他、成年後見制度の利用促進に必要なこと

〔スケジュール〕

年月	成年後見制度利用促進審議会／審議事項	備考
6 月	令和 6 年度第 1 回審議会 ○中央区成年後見制度利用促進審議会について ○令和 5 年度中央区成年後見制度利用促進事業報告について ○令和 6 年度の事業内容について	
2025 年 2 月	令和 6 年度第 2 回審議会 ○令和 7 年度の事業内容について ○令和 7 年度高齢・障害実態調査について	

(2) 中核機関の運営

中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関と位置付け、業務の一部を社会福祉協議会に委託し、区と社会福祉協議会が一体となって運営します。

ア 制度の普及・啓発

講演会、講座、相談会の開催及びチラシ、パンフレット、広報紙の作成等

イ 相談業務

一般相談、福祉法律相談の実施。

ウ 区民後見人（社会貢献型後見人）等の養成

区民後見人等養成基礎講習、区民後見人等受任者連絡会、後見活動メンバーフォローアップ研修の実施

エ 区民後見人等の法人後見監督業務

オ 申立人・後見人等への支援

申立支援、後見活動支援、親族後見人等向け講座・交流会の実施

カ 地域連携ネットワークのづくりの推進

地域、福祉、医療、司法関係者、金融機関など、地域で権利擁護支援に携わる関係者間の顔の見える関係づくりと情報の共有を図るため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催します。

〔実施回数〕 2回

〔参加者〕 高齢者や障害者の権利擁護支援に関わっている方

〔内 容〕 ・事例報告・検討（グループワーク）
・参加団体による講演会 等（予定）

キ 権利擁護支援推進協議会の運営

地域連携ネットワークの構築に向けた継続的な協議や、司法・福祉の専門職の意見を要する困難ケースについての検討を行います。

〔実施回数〕 3回

〔委員構成〕 9人（弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員）

〔審議事項〕 ・認知症高齢者等の権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容について
・専門職後見人等及び区民後見人等の候補者の推薦について
・認知症高齢者等の権利擁護に係る必要な支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくりについて
・その他、認知症高齢者等の権利擁護支援について

（３）成年後見制度費用助成事業への補助

社会福祉協議会が実施する成年後見費用助成事業に係る事業費を区が補助します。

成年後見制度費用助成事業…経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方に対し、申立て費用及び後見人等に対する報酬の助成を行うことで、区民の権利擁護を図る。

（４）区長申立て・後見報酬費用の助成

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者及び４親等以内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行います。また、成年後見人に対する後見報酬費用を負担することが困難な方に対して、その費用を助成します。

（５）権利擁護支援事業への補助

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業に係る人件費及び事業費を区が補助します。

権利擁護支援事業…高齢者や障害者が安心して暮らしていけるよう福祉サービスの利用契約や利用料の支払い手続き等の援助を行うとともに、日常的な金銭管理、重要書類の保全等のサービスを提供する。

2 新規・充実事業

(1) 中核機関によるチームの自立支援 **新規**

成年後見人等を含むチームにおいて、必要に応じて支援方針の共有や各々の役割分担の確認などを行い、チーム活動の開始に向けて支援をする。

(2) 社会福祉協議会による法人後見の実施体制の準備 **新規**

令和8年度からの社会福祉協議会による法人後見の実施に向けて、人員体制や運営方法等の整備・検討を行う。

(3) 成年後見人等の郵便物の送付先変更手続きの一括変更について **新規**

成年後見人等の事務手續の負担軽減に向けて、成年後見制度を利用している方の郵便物の送付先の一括変更のための届出の運用を令和6年4月1日から開始する。

(4) 成年後見報酬助成事業の見直し **充実**

区と社会福祉協議会で実施している成年後見報酬助成事業について、令和7年度から、経済的要件や報酬助成上限額の見直しを行う。